

新旧対照表

介護給付費等の支給決定について

(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (改正部分のみ抜粋)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 介護給付費等に係る支給決定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練等給付費に係る支給決定 申請に係る障害福祉サービスについて訓練等給付費の支給決定をする場合の留意事項は、申請者の障害の種類及び程度その他の状況が、報酬告示の規定に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合(解釈運用に当たっては、報酬解釈通知に定める各障害福祉サービスの対象者を参照すること。)に該当することを確認するほか、基本的には介護給付費の場合と同様であるが、一部のサービスを除き、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、障害者本人の希望を尊重しつつ、より適切なサービスの利用を図る観点から、利用を希望する障害福祉サービスについて、当該サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向を確認した上で、当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間(以下「暫定支給決定期間」という。)を設定した支給決定(以下「暫定支給決定」という。)を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 介護給付費等に係る支給決定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練等給付費に係る支給決定 申請に係る障害福祉サービスについて訓練等給付費の支給決定をする場合の留意事項は、申請者の障害の種類及び程度その他の状況が、報酬告示の規定に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合(解釈運用に当たっては、報酬解釈通知に定める各障害福祉サービスの対象者を参照すること。)に該当することを確認するほか、基本的には介護給付費の場合と同様であるが、一部のサービスを除き、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、障害者本人の希望を尊重しつつ、<u>その有する能力及び適性に</u>応じ、より適切なサービスの利用を図る観点から、利用を希望する障害福祉サービスについて、当該サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向を確認した上で、当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間(以下「暫定支給決定期間」という。)を設定した支給決定(以下「暫定支給決定」という。)を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

3 (略) 第六～第八 (略)	3 (略) 第六～第八 (略)
------------------------	------------------------